

静岡県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第50号

静岡県食肉衛生検査所設置条例の一部を改正する条例

静岡県食肉衛生検査所設置条例（平成12年静岡県条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 と畜場法（昭和28年法律第114号）に関する事務並びに牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に関する事務並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項及び第54条の規定に関する事務（と畜場内におけるもの及び食鳥処理に関するものに限る。）を処理するため、食肉衛生検査所を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 と畜場法（昭和28年法律第114号）に関する事務並びに牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）に関する事務並びに食品衛生法（昭和22年法律第233号）第28条第1項及び第54条の規定に関する事務（<u>と畜場法第3条第2項に規定すると畜場（以下単に「と畜場」という。）内におけるもの及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する食鳥処理（以下単に「食鳥処理」という。）に関するものに限る。</u>）並びに農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に関する事務（<u>と畜場においてと殺し、及び解体したと畜場法第3条第1項に規定する獣畜並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第6号に規定する食鳥処理場（以下単に「食鳥処理場」という。）において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る食肉に関するものに限る。</u>）、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律第17条第2項、第4項及び第5項の規定に関する事務（<u>と畜場、食鳥処理場その他知事が別に定める施設に関するものに限る。</u>）並びに同法第38条第2項及び第5項の規定に関する事務（<u>と畜場内におけるもの、食</u></p>

鳥処理に関するものその他知事が別に定める
ものに限る。)を処理するため、食肉衛生検査
所を置く。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。